

相続のあんなことやこんなこと、お伝えします！！

発行者：あすなろ相続支援センター

発行日：令和元年10月20日

〒702-8027 岡山市南区芳泉4丁目1-5

☎ 0800-200-6200

E-mail : info@asunarosouzoku.com

URL : http://asunarosouzoku.com

## 相続手続きはこう変わる！

### 40年ぶりに民法が改正されました

今回の改正法の正式な名称は

「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」

といます。

その名のとおり、「民法」という法律と「家事事件手続法」という法律が改正になりました。

民法というのは、我々が日常生活や事業を行う上で最低限必要なルールを定めている法律です。

様々な分野についてのルールを定めていて、そのうちの1つに、「相続法」と呼ばれる人の相続に関する定めがあります。今回の改正で、相続についてどのように変わったのかを、まとめてみました。

#### ① 「配偶者の居住権」の創設

(2020年4月1日施行)

配偶者居住権とは、亡くなった人と同居していた配偶者が、被相続人の死亡後も、その家に住み続けることができる権利です。配偶者の生活を保護するための制度です。

#### ② 婚姻期間20年以上の夫婦間で行った

自宅の贈与を保護する制度の創設

(2019年7月1日施行)

婚姻して20年以上の夫婦間で自宅を贈与した場合、原則として自宅を遺産の前渡しとして取り扱わなくてよいことになりました。①の「配偶者の居住権」と同様、配偶者の生活を保護するための制度です。

#### ③ 相続された預貯金の仮払い制度の創設

(2019年7月1日施行)

相続された預貯金について、遺産分割が終わる前でも相続人が単独で一部払い戻しができるようになりました。

#### ④ 遺留分制度に関する見直し

(2019年7月1日施行)

遺留分を侵害されたものは、遺贈や贈与を受けたものに対し、遺留分に満たない不足分を金銭で請求することができるようになりました。

#### ⑤ 特別の寄与制度の創設

(2019年7月1日施行)

相続人以外の親族が、亡くなった人の介護などを無償で行った場合には、相続人に対して金銭の請求をすることができるようになりました。

#### ⑥ 自筆証書遺言の方式が緩やかになる

(2019年1月13日施行)

これまでは自筆証書遺言及び添付す財産目録はすべて手書きしなければなりません。財産の多い人にとっては、財産をすべて正確に書くのは大変な作業でしたが、改正により、財産目録についてはパソコンなどで作成してもよいことになりました。ただし、偽造防止のため、財産目録の全ページに署名押印をする必要があります。(遺言書はこれまで通り、自書。)

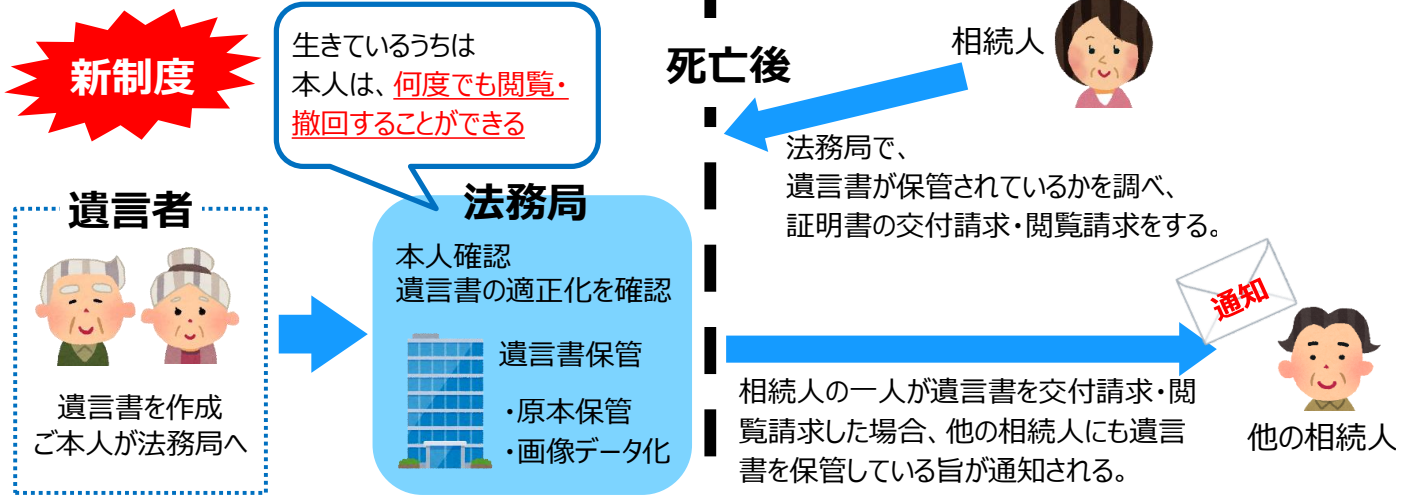
#### ⑦ 自筆証書遺言を法務局で保管する制度の創設

(2020年7月10日施行)

公正証書遺言と違い、自筆証書遺言は保管も自分で行わなければならない、その結果、遺言書を紛失してしまったり、偽造されたりするトラブルになることがありました。こういったトラブルを防止するために法務局が自筆証書遺言を保管する、という制度が創設されました。

(詳細は次ページへ)

# 自筆証書遺言を法務局で保管してもらう方法（2020年7月10日より）



遺言書をご自宅等に保管されていた場合、家庭裁判所において検認された後に、遺言書としての効力を生じることになり、検認には1か月ほど要します。

法務局に保管されている遺言書については、**家庭裁判所の検認は不要**。

ご本人様のご意向を、相続人の皆様に伝えることができ、素早く相続手続きに取り掛かることができます。

## セミナーが開催されました

南ふれあいセンターにて、

3月25日 「相続の基礎の基礎」

7月29日 「相続が『争族』にならないために  
& 遺言・相続信手続きについて」

セミナーが開催されました。

どちらのセミナーにもたくさんのご参加をいただき、満員御礼でした。  
ご参加いただきました皆様、ありがとうございました。

とても仲の良かった家族にかぎって、、財産がないから大丈夫と思っていた家族にかぎって、、揉めることになる。といった事例に、皆様、驚かれていた様子でした。ゲストの森岡先生をお招きして、遺言書についてもお話いただき、「遺言書、準備してみようかな」というご感想もいただきました。

約40年ぶりに改正された民法により、相続・遺言書についても変わりつつあります。今後も、皆様に相続を身近に感じていただけるよう、楽しく解りやすいセミナーを開催してまいります。

ご参加いただきました皆様、ありがとうございました。



次回のセミナーは

**一緒に「終活」をはじめませんか**

～エンディングノートの書き方～

2019.11.13(水) 10:30～

南ふれあいセンター 第2.3研修室

お申し込みは 0800-200-6200まで。ぜひご参加ください。

女性の専門家による相続手続き支援

**あすなる相続支援センター**

〒702-8026

岡山市南区芳泉4丁目1-5（福田税理士事務所内）

☎0800-200-6200

E-mail: info@asunarosouzoku.com

URL: http://asunarosouzoku.com

あすなる相続

検索

女性税理士による  
無料相談会 実施中!!

毎月 第1火曜日

お1人様 60分 要予約

場所 福田好子税理士事務所

ご予約はお電話で!!

☎ 086-261-2331

